

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 生活保障に公の責任を果たせ （60分）</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、炎天下に見る逃げ水のように、収束が見えそうでさらに遠のいてとうとう第7波が引き起こされてしまいました。世界最多の感染者数となった状況でも、政府は行動制限を求めず、各自が各様に自衛策をとっています。発熱して不安になっても必要な医療にたどり着けずに救急搬送困難事態が頻発しています。多数の自宅療養者が必要な医療にたどり着けず重症化する事例も常態化しています。小さな不運が人生を大きく狂わせるということが生じているのではないのでしょうか。</p> <p>生活に困窮する市民の状況は、いよいよ複雑多様さを深めていると思われま。国のコロナ対策は、2020年度5月の一人10万円給付の特別定額給付金から始まり、計3度の補正予算で計上され、21年度はコロナ対策の予備費が計上され、本市では、生活困窮者支援の施策を15次にわたる補正予算で実施してきました。</p> <p>市は、低所得世帯、子育て・ひとり親世帯、障害者世帯など、対象を特定した支援策を実施してきましたが、単発の支援策ではいつまでたっても展望が開けず、閉塞感が募るばかりとなっているのではないのでしょうか。</p> <p>まだまだコロナ禍の収束に予断を許さない状況ではありますが、コロナ禍の下でも生活困窮市民が希望の持てる方向が示せたらと願い、以下質問します。</p> <p>(1) コロナ禍の下での生活保護の実態は。</p> <p>(2) 生活福祉資金貸付事業について</p> <p>ア 事業の概要は。</p> <p>イ 生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付が2020年3月25日から受付開始されたが、その概況は。</p> <p>ウ 特例貸付を利用してもなお必要となった場合は、再度貸付が利用できるのか。</p> <p>エ 貸付額の上限と返済条件、受付期間について</p> <p>オ 新型コロナ対応として、事業内容が変更されてきたが、その経過は。</p> <p>カ 特例貸付について</p> <p>（ア） 実績は。</p> <p>（イ） 現場の体制整備は。</p> <p>キ 償還の見通しについて</p> <p>ク 生活困窮者自立支援金制度について</p> <p>（ア） 生活困窮者自立支援金制度とはどのようなものか。</p> <p>（イ） 申請の状況は。</p> <p>(3) コロナ禍で生活に困窮した市民は、なぜ生活保護ではなく貸付に頼ったのか、認識を伺います。</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>(4) 生活福祉資金貸付、生活困窮者自立支援金、生活保護はどう連携、運用されているのか。</p> <p>(5) 生活保護に関する自治体の財政負担をどう認識しているか。</p>	